

もう一度 介護の職場で働いてみませんか？

(再就職準備資金貸付)

介護職へ復帰する方へ準備金(最大20万円)をお貸しします！
青森県内の介護施設等で介護職員として**2年間働いた場合**、
返還が**全額免除**されます。

貸付対象者

青森県内に住民登録している方又は青森県に所在する介護事業所又は施設に介護職員等として就労する(した)方で、以下の全てをみたす方

- 介護施設で介護職員としての実務経験が1年以上ある方
- 介護事業所又は施設に介護職員等として再就職する(した)方
(介護職を離職してから3か月以上が経過し再就職する(した)方で、週20時間以上の勤務を要する事)
- 介護福祉士又は実務者研修、介護職員初任者研修等を修了している方
- 青森県福祉人材センター、弘前福祉人材バンク、八戸福祉人材バンクに届出又は登録し、「再就職準備金利用計画書」を提出した方
- 青森県社会福祉協議会及び他の都道府県が適当と認める団体から同種の資金を借り受けた事がない方

貸付金の使いみちは？

- ・子どもを預けるための費用、研修会受講料や参考図書購入費、介護ウェアや訪問介護業務等に使用するバック等の購入費、転居費用など。(再就職に必要と認められる経費)



申込み・問い合わせ先

青森県社会福祉協議会ホームページより申請様式をダウンロードし、必要書類を郵送して下さい。

社会福祉法人青森県社会福祉協議会 生活支援課 電話017-723-1469

詳しくはホームページをご覧ください。 <http://aosyakyu.or.jp/>

